平成 2 3 年 2 月 2 2 日

## 通学区域の変更について

亀有地区における通学区域の変更(案)について、下記のとおり修正が生じたので報告します。

# 1 理由

亀有3丁目地区の通学区域の変更にあたっては、自治町会(リリオ自治会・ 東五会)を単位として変更することとし、調整を図ってきたところであるが、 今般、当該町会にかかる住所の表示に漏れがあることが判明したため。

#### 2 修正内容

#### 【正】

- (1) 小学校
  - ア 「亀有3丁目 <u>26番</u>~29番」及び「亀有3丁目 42番~<u>48番</u>」の区域 を、道上小学校から中之台小学校の通学区域に変更する。
  - イ 「西亀有3丁目20番~43番」の区域を、道上小学校から西亀有小学 校の通学区域に変更する。

### (2) 中学校

「亀有3丁目<u>26番</u>~29番」及び「亀有3丁目42番~<u>48番</u>」の区域を、 亀有中学校から一之台中学校の通学区域に変更する。

#### <誤>

- (1) 小学校
  - ア 「亀有3丁目<u>27番</u>~29番」及び「亀有3丁目42番~<u>47番</u>」の区域 を、道上小学校から中之台小学校の通学区域に変更する。
  - イ 「西亀有3丁目20番~43番」の区域を、道上小学校から西亀有小学 校の通学区域に変更する。
- (2) 中学校

「亀有3丁目27番~29番」及び「亀有3丁目42番~47番」の区域を、 亀有中学校から一之台中学校の通学区域に変更する。